

令和二年度第五回（七月二十九日）

諫早市農業委員会総会 議事録

# 令和2年度諫早市農業委員会 第5回総会議事録

1 開催日時 令和2年7月29日(水) 開会 午後2時00分～ 閉会 午後3時20分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 2番 久保 繁 3番 中尾貞治 4番 久本純造

5番 立森和富 6番 前田貞松 7番 中川一範

8番 松尾正晴 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

11番 中島康範 12番 松本秀徳 13番 陣野昭則

14番 山口廣三 15番 澤久 進 16番 周防克己

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (1人) 1番 池田つや子

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

第7号 非農地通知書送付の件

7 その他



- 議 長 ただいま、1番の説明がありました、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域の用途変更は「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域の用途変更は「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 次に2番について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、2番の農用地区域の用途変更は「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、2番の農用地区域の用途変更は「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。  
1番、長田地区、小豆崎町の農地2筆、399㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,379㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインやトラクター等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までの距離は徒歩で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。
- 2番、長田地区、白浜町の農地2筆、1,727㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる使用貸借の申請です。権利取得後の農地面積は28,226㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。
- 3番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆、843㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる使用貸借の申請です。権利取得後の農地面積は22,152㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されています。また、農業に46年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。
- 4番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地4筆、5,643㎡を、農業経営規模拡大を行うため借り入れる使用貸借の申請です。権利取得後の農地面積は24,142㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されています。また、農業に48年間従事され、借受人

宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

5番、多良見地区、多良見町野副の農地2筆、8,095㎡を農業経営規模拡大を行うため借り入れる使用貸借の申請です。権利取得後の農地面積は19,567.44㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラックや動噴等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に57年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

6番、小長井地区、小長井町大峰の農地3筆、2,592㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は17,388㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されています。また、農業に70年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

7番、小長井地区、小長井町遠竹の農地5筆、14,554㎡を農業経営規模拡大を行うため、借り入れる賃貸借の申請です。権利取得後の農地面積は72,012㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。乗用摘採機やトラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に28年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約50分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

8番、小長井地区、小長井町田原の農地2筆、1,705㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,406㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されています。また、農業に6年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

以上で説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番と2番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、玉ねぎ、馬鈴薯、カボチャを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番から5番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 3番から5番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番から5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番から5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、6番から8番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻、ラッキョウ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことでありますが、譲受人は畑の一部を既に田として耕作されております。過去にその畑の水利権を申請された際には、地元水利組合総会において認められませんでした。水利組合総会でも畑の分は畦を設置し、水を入れないう告知されておりますが、令和元年度まで用水路からの水を勝手に利用し、稲を栽培して

いる状況です。水があまりない地域という土地柄、譲受人の下流側で耕作されている人達は深刻な水不足があり、大変困っておられます。このような事情を総合的に判断すると、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしていないと思われます。今回の申請に対しては、地区別協議会において、保留との意見がありましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 担当地区の委員から地区別協議会において、今のような意見が出たとのことでしたので、まず6番だけを先に審議したいと思います。過去に畑を勝手に水田に開田しているということで、地元の水利組合からも承認を得ていないということです。委員さん方の意見を伺います。

委員 地区別協議会で調和要件が満たされないという判断がされているのであれば、保留なのか、若しくは不許可なのかの2択しかないと思います。

委員 私としては、小長井支所から指導をしてもらい、水利組合の組合長からも指導をしてもらっても、未だに効果がない訳で、今後、基盤整備した畑も水田にしかねないということが見えている訳ですね。そうすると下流で水田をされている方が非常に困ることになります。数年に1回は水が不足する地域で、去年は750万円くらいかけてボーリングをした所です。このような地域であるにもかかわらず、これまで勝手に使っていたという状況です。

委員 既存の水利権を持っている組合員の方が悩まされている状況だと思います。水田を耕作するには、単独でボーリングするか許可を受けてからするべきではないかと思います。畑を畑として利用するのであれば、異議はありません。

議長 この件につきましては、水利組合から嘆願書が提出されている状況でありますので、勝手に開田した畑を原状に戻し、そしてまた、今回購入する畑561㎡を畑として使用するという誓約書あたりを提出してもらわないことには、許可相当ではないかと思います。いずれにしても地域との調和要件を満たす必要がありますので、地域との協議が調った上で、許可するというところで、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、水利組合との調整が付き次第許可することに決定いたします。次に、7番と8番の補足説明をよろしく申し上げます。

委員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、お茶を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。また、借受人宅から申請地までは車で約50分と説明がありましたが、連たんする茶畑の中に、工場や簡易的に住める所もありますので、毎日通われているという訳ではありません。

8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、牧草、さといも、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第

2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 7番と8番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小長井町田原の畑2筆1、420㎡について、農業用施設とする追認の申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。申請地ですが、平成18年頃には既に農業用倉庫及び農産物集出荷場として利用しておりまして、許可なく転用していたということで顛末書の提出がっております。雨水について自然流下とし、隣接する農地はありません。本件にかかる追加の資金はありません。議案第3号については、以上となっております。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明する前に、報告がございます。今回の議案第4号の中で4番と9番については、取下げがっております。

1番、平山町の田2筆計2、532㎡の農地について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは720枚設置し、フェンス区域内の面積は1,694㎡、売電単価は15.4円となっております。契約内容は賃貸借20年。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については盛土が最高0.3m、切土を最高0.05m施します。雨水につ

いては、表面部分に張コンクリートを施した幅0.3m深さ0.3mの素掘りの側溝を申請地内に新たに設置し、その側溝から既存の水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。なお、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届の提出がっております。

2番、早見町の畑2筆253㎡に一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、汚水等は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。造成計画については、盛土を最高1.2m施し、申請地内の周辺の一部に土砂の流出を防ぐため擁壁を設けます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

3番、中通町の田1筆628㎡、このうち進入路を除く有効利用面積492.27㎡に一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造二階建ての住宅を建築し、雨水は水路へ、汚水等は合併浄化槽を通じて水路へ放流します。造成計画については、盛土を最高0.9m施し、土砂の流出を防ぐため土留め工事を行います。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

(4番取下げ)

5番、長田町の畑1筆95㎡について進入路とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本申請ですが、既存の住宅への進入路として転用するもので、盛土を1.8m、切土を1.6m施し、ブロック積工により法面保護を行うことにより土砂流出を防ぎます。雨水は道路側溝へ放流し、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

6番、森山町田尻の畑1筆148㎡の農地について、貸資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われませんが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、現状のまま利用し、主に型枠材の置場として利用します。雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

7番、森山町上井牟田の畑1筆485㎡の農地について、駐車場用地とする一時転用の申請です。契約内容は使用貸借権設定。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われませんが、一時転用であるため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、隣接地における社屋建築工事に伴う工事車両用の駐車場として利用する

もので、令和3年2月末までの7か月間の一時転用となります。土地は造成をせず現状のまま利用します。雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

8番、高来町東平原の畑1筆915㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは120枚設置し、設置面積は477㎡、売電単価は15.4円となっております。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については造成を実施せず現状のまま利用し、雨水については申請地内に幅0.5m深さ0.5mの素掘の側溝を設置し、南側の用水路を通じて道路側溝へ放流します。この排水施設については排水施設計算書の提出があっており、数値等については市で確認済みでございます。また、道路側溝の使用については管理者である高来支所産業建設課と協議済みであり、用水路の使用についても所有者との同意書が添付されております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明書で確認しています。

(9番取下げ)

10番、小長井町小川原浦の田885㎡、このうち法面部分を除く有効利用面積721㎡について、貸ドッグラン用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者は主に諫早市で不動産業を営んでおり、隣接する住宅も購入し、一緒に貸し出すための転用申請となっております。借り手もすでに見つかっているとのこと。申請地については現状のまま利用し、雨水については自然流下、隣接する農地はありません。また、本転用にあたっては地元自治会長との協議が済んでおります。資金については残高証明で確認しています。

議案第4号は以上です。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われ。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、適正であると思われ。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われ。ご審議の

ほどよろしくお願ひします。

議 長 2番と3番についての説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番は取下げでございますので、5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われまふ。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番と7番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われまふ。

委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われまふ。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 6番と7番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、ため柵がないので、ため柵設置のお願いをしてはどうかとの意見がありました。その結果報告をお願いします。

事 務 局 こちらについて、地区別協議会が行われた後、申請者に確認をしたところ、ため柵を設置するとのことでありました。

議 長 担当地区の委員さん、ただ今の説明ですがいかがでしょうか。

委員 ため柵を設置することですし、下の方の同意も得られておりますので、問題ないのではないかと思います。

議長 8番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、9番は取下げですので、10番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 10番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、10番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第5号)

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、諫早地区、福田町の農地3筆、3,127㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、菊の生産を主体に経営されています。

2番から9番は借受人が同一の案件です。

2番、小野地区、赤崎町の農地2筆、1,126㎡、

3番、小野地区、赤崎町の農地1筆、511㎡、

4番、小野地区、赤崎町の農地1筆、607㎡、

5番、小野地区、赤崎町の農地1筆、530㎡、

6番、小野地区、赤崎町の農地3筆、1,632㎡、

7番、小野地区、赤崎町の農地2筆、1,072㎡、

8番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,433㎡、

9番、小野地区、赤崎町の農地2筆、1,482㎡、計13筆8,393㎡を農業経営規模拡大を行うため使用賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎ、アスパラガス等の生産を主体に経営されています。

10番から15番は借受人が同一の案件です。

10番、小野地区、赤崎町の農地1筆、967㎡、

11番、小野地区、赤崎町の農地1筆、839㎡、

12番、小野地区、赤崎町の農地3筆、1,944㎡、

13番、小野地区、赤崎町の農地1筆、381㎡、

14番、小野地区、赤崎町の農地5筆、2,416㎡、

15番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,058㎡、計12筆7,605㎡を農業経営規模拡大を行うため使用貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

16番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,185㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

17番、小野地区、川内町の農地1筆、2,991㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

18番から31番は借受人が同一の案件です。

18番、小野地区、赤崎町の農地3筆、2,262㎡、

19番、小野地区、赤崎町の農地1筆、867㎡、

20番、小野地区、赤崎町の農地1筆、742㎡、

21番、小野地区、赤崎町の農地1筆、752㎡、

22番、小野地区、赤崎町の農地3筆、1,745㎡、

23番、小野地区、赤崎町の農地1筆、506㎡、

24番、小野地区、赤崎町の農地1筆、785㎡、

25番、小野地区、赤崎町の農地1筆、989㎡、

26番、高来地区、高来町坂元の農地1筆、623㎡、

27番、高来地区、高来町東平原の農地1筆、675㎡、

28番、高来地区、高来町水ノ浦、高来町山道の農地4筆、3,772㎡、

29番、高来地区、高来町水ノ浦の農地2筆、1,779㎡、

30番、高来地区、高来町水ノ浦の農地1筆、657㎡、

31番、小長井地区、小長井町大峰の農地1筆608㎡、計22筆16,762㎡を農業経営規模拡大を行うため、18番から22番、24番、25番、29番及び31番を使用貸借6年で、23番、26番及び30番を使用貸借10年で、28番を賃貸借1年で、27番を賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

32番から37番は借受人が同一の案件です。

32番、長田地区、中田町、御手水町の農地2筆、2,185㎡、

33番、長田地区、正久寺町の農地6筆、9,582㎡、

34番、長田地区、正久寺町の農地2筆、1,666㎡、

35番、長田地区、正久寺町の農地3筆、2,617㎡、

36番、長田地区、正久寺町の農地2筆、2,046㎡、

37番、長田地区、高天町の農地1筆、655㎡、計16筆18,751㎡を農

業経営規模拡大を行うためと耕作に便利なため、32番を使用貸借6年で、36番を使用貸借3年で、33番から35番を賃貸借6年で、37番を賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎ、みかんの生産を主体に経営されています。

38番、長田地区、長田町の農地1筆、1,832.51㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借1年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

39番から44番は借受人が同一の案件です。

39番、長田地区、長田町の農地1筆、1,303㎡、

40番、長田地区、正久寺町の農地3筆、3,082㎡、

41番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,115㎡、

42番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,252㎡、

43番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,344㎡、

44番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,605㎡、計8筆9,701㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

45番と46番は借受人が同一の案件です。

45番、長田地区、長田町の農地1筆、1,813㎡、

46番、長田地区、白浜町の農地2筆、1,093㎡、計3筆2,906㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎ、枇杷の生産を主体に経営されています。

47番と48番は借受人が同一の案件です。

47番、長田地区、正久寺町の農地2筆、1,988㎡、

48番、長田地区、正久寺町の農地1筆、2,894㎡、計3筆4,882㎡を農業経営規模拡大を行うため使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎ、キャベツの生産を主体に経営されています。

49番、長田地区、正久寺町の農地4筆、4,616㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎ、ソルゴの生産を主体に経営されています。

50番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,249㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎ、カボチャの生産を主体に経営されています。

51番から54番は借受人が同一の案件です。

51番、長田地区、高天町の農地1筆、2,702㎡、

52番、長田地区、高天町の農地3筆、5,425㎡、

53番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,374㎡、

54番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,379㎡、計6筆10,880㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

55番と56番は借受人が同一の案件です。

55番、長田地区、白浜町の農地2筆、1,266.74㎡、

56番、長田地区、猿崎町の農地1筆、404㎡、計3筆1,670.74㎡を農業経営規模拡大を行うため、55番を賃貸借10年で、56番を使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、玉ねぎ、馬鈴薯等の生産を主体に経営されています。

57番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地2筆、762㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

58番から60番は借受人が同一の案件です。

58番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1,068㎡、

59番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、3,485.81㎡、

60番、森山地区、森山町田尻の農地4筆、6,173㎡、計7筆10,726.81㎡を農業経営規模拡大を行うため使用貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

61番と62番は借受人が同一の案件です。

61番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、769㎡、

62番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1,160㎡、計2筆1,929㎡を農業経営規模拡大を行うため、61番を賃貸借20年で、62番を賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、花卉の生産を主体に経営されています。

63番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、980㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

64番から67番は借受人が同一の案件です。

64番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,012㎡、

65番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、468㎡、

66番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、772㎡、

67番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,664㎡、計4筆3,916㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、カーネーション、ガーベラ等の生産を主体に経営されています。

68番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、4,104㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、にんじんの生産を主体に経営されています。

以上、1番から68番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号の説明がありました。1番から8番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の9番は、12番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員退席)

議 長 議案第5号の9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は、申出どおり許可することに決定いたします。12番委員の入場を求めます。

(12番委員・入場→着席)

議 長 次に、10番から68番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番から68番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番から68番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5,6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の69番から113番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号の69番、諫早地区、仲沖町の農地2筆、3,810㎡、  
議案第5号の70番、小野地区、小野島町、川内町の農地6筆、15,985㎡、  
計8筆19,795㎡を、議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の71番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,225㎡を、議案第6号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の72番、小野地区、小野島町の農地2筆、5,829㎡を、議案第6号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定

を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の73番、小野地区、小野島町の農地1筆、823㎡を、議案第6号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の74番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1,482㎡を、議案第6号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、玉ねぎ、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の75番、長田地区、白木峰町の農地1筆、1,383㎡を、議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の76番、小野地区、黒崎町、森山地区、森山町本村の農地5筆、13,235㎡、

議案第5号の77番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地9筆、9,483㎡、

議案第5号の78番、森山地区、森山町本村の農地2筆、4,574㎡、

議案第5号の79番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,221.33㎡、

議案第5号の80番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地3筆、11,290㎡、

議案第5号の81番、森山地区、森山町田尻の農地5筆、4,857.46㎡、

議案第5号の82番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、7,335㎡、

議案第5号の83番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地11筆、9,750.09㎡、計38筆61,745.88㎡を、議案第6号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、大豆、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模の拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

同じく議案第5号の83番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1,002㎡、

議案第5号の84番、森山地区、森山町本村の農地2筆、4,970㎡、

議案第5号の85番、森山地区、森山町本村の農地2筆、3,441㎡、

議案第5号の86番、森山地区、森山町本村の農地2筆、986㎡、

議案第5号の87番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地8筆、10,751㎡、計15筆21,150㎡を、議案第6号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ゴーヤ等の生産を主体に経営されており、今回権利の設定を受けることにより、農業経営規模の拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の88番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村の農地7筆、7,195.09㎡、

議案第5号の89番、森山地区、森山町慶師野の農地2筆、1,838㎡、  
議案第5号の90番、森山地区、森山町慶師野の農地1筆、1,011㎡、  
議案第5号の91番、森山地区、森山町本村の農地1筆、902.49㎡、  
議案第5号の92番、森山地区、森山町本村の農地2筆、2,881㎡、  
計13筆13,827.58㎡を、議案第6号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回権利の設定を受けることにより、農業経営規模の拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

同じく議案第5号の92番、森山地区、森山町本村の農地2筆、980㎡、  
議案第5号の93番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地6筆、  
4,621.45㎡、計8筆5,601.45㎡を、議案第6号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の94番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村の農地12筆、  
9,402㎡を、議案第6号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の95番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村の農地10筆、  
3,830.43㎡、  
議案第5号の96番、森山地区、森山町本村の農地5筆、2,991.78㎡、  
議案第5号の97番、森山地区、森山町本村の農地3筆、1,773㎡、  
計18筆8,595.21㎡を、議案第6号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の98番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村の農地8筆、  
4,874㎡、

議案第5号の99番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、955㎡、  
計9筆5,829㎡を、議案第6号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の100番、森山地区、森山町本村の農地2筆、2,741.49㎡、  
議案第5号の101番、森山地区、森山町本村の農地14筆、  
11,522.27㎡、

議案第5号の102番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,212㎡、  
議案第5号の103番、森山地区、森山町本村の農地5筆、9,064㎡、  
計22筆24,539.76㎡を、議案第6号の14番に使用貸借10年で新規に

権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の104番、森山地区、森山町本村の農地6筆、5,349㎡、

議案第5号の105番、森山地区、森山町本村の農地1筆、976㎡、計7筆6,325㎡を、議案第6号の15番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の106番、森山地区、森山町本村の農地2筆、4,743.14㎡を、議案第6号の16番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の107番、森山地区、森山町杉谷の農地4筆、4,109㎡を、議案第6号の17番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の108番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、2,351.14㎡を、議案第6号の18番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の109番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆、3,315㎡を、議案第6号の19番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の110番、森山地区、森山町杉谷の農地5筆、4,772㎡を、議案第6号の20番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の111番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,065㎡を、議案第6号の21番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の112番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、2,844㎡を、議案第6号の22番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の113番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、1,039㎡を、議案第6号の23番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジン、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして議案第6号の配分計画の変更について、説明します。既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている諫早地区、福田町の農地4筆6, 443㎡について、議案第6号の24番のとおり、配分を受けるものの変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年3か月となっています。

以上、第5号議案の69番から113番までの申出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から24番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第5号の69番から109番、また、議案第6号の1番から19番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の69番から109番を許可し、議案第6号の1番から19番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号の69番から109番を許可し、議案第6号の1番から19番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次の議案第5号の110番及び議案第6号の20番は、14番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、14番委員の退席を求めます。

(14番委員退席)

議 長 議案第5号の110番、また、議案第6号の20番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の110番を許可し、議案第6号の20番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号の110番を許可し、議案第6号の20番を「意見なし」とすることに決定いたします。

14番委員の入場を求めます。

(14番委員・入場→着席)

議 長 続きまして、議案第5号の111番から113番、また、議案第6号の21番から24番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の111番から113番を許可し、議案第6号の21番から24番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号111番から113番を許可し、議案第6号の21番から24番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報 告)  
事 務 局 次に、報告案件について、事務局より報告願います。  
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。  
諫早地区から1件、小栗地区から1件、長田地区から2件、合計4件出ています。  
届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。  
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。  
諫早地区から1件、長田地区から2件、小野・森山地区から1件、森山地区から11件、合計15件の通知が出ています。解約理由としましては、諫早地区の1件は都合により耕作できなくなったため、長田地区の2件のうち1件は耕作者を変更するため、もう1件は自己耕作を再開するため、小野・森山地区1件と森山地区11件の計12件は、農地中間管理機構に貸し付けるためとなっております。  
報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。  
1番、真崎町の田117㎡を貸駐車場用地にする届出です。  
2番、多良見町中里の畑132㎡を駐車場用地にする届出です。  
報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。  
1番、原口町の畑2筆、計350㎡を住宅用地にする使用貸借30年の届出です。  
2番、久山町の田5筆、計875.41㎡を駐車場用地にする賃貸借25年の届出です。  
3番、多良見町市布の畑555㎡を共同住宅用地にする売買の届出です。  
報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。  
1番、飯盛町上原の畑118㎡について、農業用倉庫を設置する届出です。  
報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。  
諫早地区から1件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。  
報告第7号「非農地通知書送付の件」について報告します。  
中央地区、小栗地区、有喜地区の3地区に、計798筆、697,247.89㎡の非農地通知書を送付いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	2件。
議案第2号	農地法第3条許可	8件。
議案第3号	農地法第4条許可	1件。
議案第4号	農地法第5条許可	8件。
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	113件。
議案第6号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	24件。

以上、審議件数は、全部で156件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、令和2年度諫早市農業委員会第5回総会を閉会いたします。ありがとうございます。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)